

住民主体による助け合いサービス補助金のご案内



補助対象となる 助け合い サービス	①訪問による日常生活支援サービス(訪問型サービスB) 買い物、掃除、ゴミ出し、電球交換、草取りなど日常生活上の困りごとに対する生活支援 ②通いの場を提供するサービス(通所型サービスB) 主として月1回以上の趣味活動、交流、会食、体操等の自主的な通いの場の提供
応募要件	要支援等の認定を受けている人またはおおむね65歳以上の市民に対し、上記助け合いサービスを提供する団体 ◆町内会、自治会またはその組織内の団体 ◆知立市社会福祉協議会の認可を受けた地区社会福祉協議会 ◆知立市市民活動支援センターの登録団体 ◆特定非営利活動法人 ◆前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
補助金の金額 (年額)	①訪問型サービスB ◆立ち上げ補助費…上限10万円(1回限り) ◆運営補助費…上限5万円 ②通所型サービスB ◆立ち上げ補助費…上限:10万円(1回限り) ◆運営補助費…上限:月1回の場合5万円、月2回以上10万円 *補助経費の内容は個別にお問い合わせください。
申請	(申請期日) ◆初回(年度)申請は、事業開始30日前 ◆継続申請は、当該年度の5月末日(開庁日) (提出書類) ◆知立市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス事業費補助金交付申請書 ◆住民主体訪問サービスB事業計画書(訪問型サービスBのみ) ◆住民主体訪問型サービスB事業団体概要書(訪問型サービスBのみ) ◆住民主体通所型サービスB事業計画書(通所型サービスBのみ) ◆住民主体通所型サービスB事業団体概要書(通所型サービスBのみ) ◆収支予算書 *その他、毎年度事業終了後に実績報告書の提出があります。
申請先 ・ 問い合わせ先	〒472-0044 知立市広見三丁目1番地 知立市役所長寿介護課地域支援係 電話:0566-95-0191 Mail :choju-kaigo@city.chiryu.lg.jp